

おおいた姫島ジオパーク及びおおいた豊後大野ジオパーク  
教育旅行ガイドブック作成業務企画提案競技募集要項

1. 契約に付する事項

(1) 業務名

おおいた姫島ジオパーク及びおおいた豊後大野ジオパーク教育旅行ガイドブック作成業務

(2) 目的

おおいた姫島ジオパーク及びおおいた豊後大野ジオパークの教育旅行の受け入れを促進するため、旅行者や学校教員等を対象に、両地域で学習できる内容を記載したガイドブックを作成する。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年1月29日（金）

(5) 限度額

3,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。

(3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県や関係者との打合せ等に担当者を出席させることができる者。

イ 県から要請があった場合に、速やかに担当者等を派遣することができる者。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

エ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3. 提案競技参加申出及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記「2.参加資格」の要件が必要なほか、次により申請書等を提出し、提案競技参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

#### (1) 提出書類

- ア 提案競技参加申出兼参加資格確認申請書（様式1）
- イ 総括業務責任者・担当者名簿（様式2）
- ウ 会社(団体)概要書（様式3）

なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書（別紙1）
- ・誓約書（別紙2）
- ・印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑であり、交付から3ヶ月以内。）
- ・法人の履歴事項全部証明書（交付から3ヶ月以内。）
- ・直近1年間分の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」。）
- ・都道府県税納税証明書（交付から3ヶ月以内。県外法人で大分県に事業所を有する場合は大分県の納税証明書を、有しない場合は本店所在地の都道府県の納税証明書。）
- ・国税納税証明書（交付から3ヶ月以内。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）を提出。）

#### (2) 提出場所

下記「10. 問い合わせ先」のとおり

#### (3) 提出方法

各書類のPDFデータをE-mail（電話で到達確認を必ず行うこと）で提出すること。

#### (4) 提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）17時まで

(5) 参加辞退

参加申出後、事情により辞退する場合は、令和8年6月29日(月)17時までに提案競技参加辞退届(様式4)を提出すること。

(6) 結果通知

提案競技参加資格の確認結果は、令和8年6月25日(木)までに提案競技参加資格確認通知書(様式5)により、E-mailで通知する。

4. 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

- ア 概要説明書(様式6)
- イ 企画提案書
- ウ 見積書

(2) 提出場所

下記「10. 問い合わせ先」のとおり

(3) 提出方法

各書類のPDFデータについて、E-mail(電話で到達確認を必ず行うこと)で提出すること。

(4) 提出期間

令和8年6月29日(月)17時まで

5. 審査方法

(1) 実施日 令和8年7月6日(月)

(2) 実施方法 対面でのプレゼンテーション形式とする

(3) 開始時間 別途連絡

(4) 所要時間 25分程度(企画提案15分程度、質疑応答10分程度)

(5) 説明に際し、モニターを用いて提案書の表現を補足することができる。

(6) モニターは当方で用意する。

※プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料等の使用は認めない。

※各審査員に企画提案書類一式を事前に配布する。

6. 審査及び結果通知

(1) 企画提案書の審査は、企画提案競技審査委員会が行う(審査基準は別添のとおり)。

(2) 選定された提案の使用権は、大分県に帰属する。

(3) 提出された企画提案書等の内容を評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果を踏まえ、審査委員会による、協議を行い、業務委託候補者1者を選定する。

- (4) 審査結果は、令和8年7月7日(火)(予定)までにすべての参加者に対して、E-mailで通知する。

## 7. 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質問票(様式7)
- (2) 提出場所 下記「10. 問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法 E-mail(電話で到達確認を必ず行うこと)で提出すること。
- (4) 提出期間 令和8年6月15日(月)17時まで
- (5) 回答方法 令和8年6月17日(水)までに大分県庁ホームページ上で回答する。

## 8. スケジュール

別添の日程表のとおり

## 9. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申出等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申出等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画提案競技で第1順位であっても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は次順位の者を業務委託候補者とする。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

## 10. 問い合わせ先

大分県生活環境部 自然保護推進室 温泉・地域資源活用班 中尾、山内

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 : 097-506-3025

E-mail : a13070@pref.oita.lg.jp